

告 示

埼玉県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

令和六年一月十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友小手指店

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十五番三十六号

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目十二番十号

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和五年十月三十一日